

手数料減額振込依頼について

平成 29 年度 手数料減額振込依頼 受付期間

平成 29 年 4 月 3 日 (月) ~平成 30 年 4 月 27 日 (金)

減額依頼方法

「確認検査業務手数料減額振込依頼書」に必要事項をご記入の上捺印し、「平成 29 年度版手数料割引カード」(オレンジ)を添えて、上記期日内にセンター各事務所・支所窓口 (①)、または営業部 (②) までご提出ください。

① 事務所・支所 窓口 (受付時間 | 月~金 9 時~17 時)

② 営業部へ郵送

※遠方の方、期日までに窓口持参が困難な方は、郵送をご利用ください。

送付先

〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 6 階
(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター 営業部 宛

依頼書等に不備がある場合、書類を返送いたします。

※期日中に書類が揃わない場合はお振込み手続きができませんので、ご了承ください。

依頼書作成時の注意事項

1. 申請者が、株式・有限会社など法人格の場合は、代表者印に必ず社印をご捺印ください。個人事業主の場合は、個人の印鑑でも結構です。

2. 振込み口座名義は、原則的に申請者と同じとします。やむを得ず相違が生じる場合は、別途 委任状が必要です。(委任状のないものはお受けできません)

申請者	振込口座	会社・事業所の口座	代表者の個人口座	代表者以外の個人口座
法人 (株式、有限、合資会社等)		不要	必要!	必要!
個人事業所		不要	不要	必要!

3. 訂正が生じた場合、必ず『二重線+訂正印』での訂正をお願いいたします。

訂正印がないもの、また、修正テープ・修正液等での訂正はお受けできません。

4. 依頼書右上に捨印をいただけますと、若干の不備が生じた場合にお客様に代わりセンターにて誤りを訂正でき、書類再提出の手間が省ける場合がございます。

税務署による監査がありますので

内容に不備のある場合や期限を過ぎての振込依頼はお受けできません。ご了承ください。

切り取ってお使いください→

〒422-8067

静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 6F
(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター
営業部 宛

手数料減額振込依頼書 在中